

医政発 0401 第 9 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

死亡時画像診断システム等整備事業の実施について

標記については、平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 17 号本職通知の別紙「死亡時画像診断システム整備事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては貴職からこの旨通知されたい。

新旧対照表

改正案	現 行
<u>解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備</u>整備事業実施要綱 医政発 0331 第 17 号 (追加) 平成 22 年 3 月 31 日 最終改正 医政発 0401 第 9 号 令和 7 年 4 月 1 日 1. 目的 都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死因究明のための死体解剖<u>や死亡時画像診断、薬毒物検査</u>の実施に必要な<u>施設や</u>設備及びを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ることを目的とする。 2 (略) 3. 事業内容 死因究明のための解剖<u>や死亡時画像診断、薬毒物検査</u>の実施に必要な<u>施設や</u>設備の整備 4. 設置基準 (1) ～ (2) (略) (3) 死亡時画像診断<u>装置</u>を整備する場合は、死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。	死亡時画像診断<u>システム等</u>整備事業実施要綱 1. 目的 都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死因究明のための死体解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備<u>及び死亡時画像診断システム</u>を導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ることを目的とする。 2 (略) 3. 事業内容 死因究明のための解剖の実施に必要な設備<u>及び死亡時画像診断システム</u>の整備 4. 設置基準 (1) ～ (2) (略) (3) 死亡時画像診断<u>システム</u>を整備する場合は、死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。

5. 対象経費 (1) 施設整備 死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、C T室、MR I室） (2) 設備整備 死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、C T、MR I等） 6. 稼働実績の報告 本事業により整備を行った死亡時画像診断装置の稼働実績について、別に定めるところにより、関係書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。	5. 対象経費 (1) 施設整備 死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、C T室、MR I室） (2) 設備整備 死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、C T、MR I等） 6. 稼働実績の報告 本事業により整備を行った死亡時画像診断システムの稼働実績について、別に定めるところにより、関係書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。
--	--

(別紙)

解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業実施要綱

医政発 0331 第 17 号

平成 22 年 3 月 31 日

最終改正 医政発 0401 第 9 号

令和 7 年 4 月 1 日

1. 目的

都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死因究明のための死体解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備を導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業内容

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備の整備

4. 設置基準

本事業の対象となる施設については、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 異状死死因究明のための取組を行っている都道府県にある施設で、死因究明の中核的な役割を果たしていること。
- (2) 都道府県、医療関係団体、大学医学部法医学教室、警察との協力体制が整っていること。
- (3) 死亡時画像診断装置を整備する場合は、死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。

5. 対象経費

(1) 施設整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）

(2) 設備整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は

医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、ＣＴ、ＭＲＩ等）

6. 稼働実績の報告

本事業により整備を行った死亡時画像診断装置の稼働実績について、別に定めるところにより、関係書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。